働き方改革施行後の周産期母子医療センターの状況について

県内医療機関を対象に「医師の働き方改革施行後の状況」と「医師派遣の状況」について 埼玉県がアンケートを実施(令和6年7月)

1. 回答医療機関数

- (1)「医師の働き方改革施行後の状況」
 - ・県内の周産期母子医療センター13施設のうち12施設が回答(うち10施設は特例水準取得)
- (2) 「医師派遣の状況」
 - ・・県内の周産期母子医療センター13施設のうち2施設が回答(うち2施設は特例水準取得)

2. 設問と回答(周産期母子医療センターのみ抽出)

- (1) 「医師の働き方改革施行後の状況」
 - ・医師の働き方改革の施行に伴う医師の引き揚げや時間外・休日労働時間の上限規制等による自施設の周 産期医療体制への影響(概ね令和6年1月~5月に行ったもの)について
 - ▶診療体制の縮小等は行っていない(今後も予定していない)
 - ・医師の働き方改革の施行による医療提供体制の変化についての具体例(部門問わず)
 - ▶救急や周産期の医療提供体制を維持するためにB水準を取得している。今後960時間まで縮減するには 医師の増員が不可欠だが、人件費だけが増加となり経営面で厳しい状況になることが予想される。
 - ▶臨床研修医の時間外労働と自己研鑽の線引きが困難なため、上長による事前明示が必要とする運用としたが、このことにより臨床研修医の研修の機会が失われ、将来的に医師の知識・技量の低下が予想される。

(2) 「医師派遣の状況」

- ・他医療機関からの派遣医師の引き揚げ状況とその人数
 - ▶引き揚げがあった施設はなし。